

一般社団法人 ARO 協議会認定制度規則における 受講単位対象セミナー登録申請要綱

本要綱は、一般社団法人 ARO 協議会（以下、ARO 協議会）認定制度規則第 7 条第 3 項の手順を定めるものである。

1. 対象範囲

- ・ ARO 協議会プロジェクトマネジャー（以下、PM）認定制度
- ・ ARO 協議会スタディマネジャー（以下、StM）認定制度

2. 申請条件

受講単位の対象となる ARO 協議会が認めるセミナーとは、以下の条件を満たすものを指す。なお、学術集会のプログラムとして、開催されるセミナー等も条件を満たす場合は申請可能である。

- 1) ARO 協議会認定制度における認定対象者の育成・教育に資するセミナー（研修会・講習会等含む）であること。PM と StM の両認定対象者の業務に関連する内容である場合には、双方の育成・教育に資することを申請書に記述すること。
- 2) 受講対象者を適切に設定し、一般に公募しているセミナーであること。ただし、セミナーの開催が営利目的である場合を除く。
- 3) セミナー時間の合計が原則 1 時間以上であること。
- 4) 受講者本人がセミナーに参加した記録を証明書（受講証明書等）として確認できること。具体的には、セミナーの主催者が、受講者氏名・セミナー名・本制度登録番号（記載可能な場合）・受講日が記載された受講証明書等を発行する、あるいはこれに準ずる記録を受講者に提供できること。

3. 提出書類

登録申請者は、以下の申請書類等を提出する。

- 1) ARO 協議会認定制度規則によるセミナーの登録申請書（指定の様式）
- 2) 申請するセミナーの募集要項やプログラム等

4. 申請受付の期限

1) 令和 6 年 4 月 1 日以降に開催するセミナー

登録申請者は、原則として以下のいずれかの期限までに登録申請する。

- ・ セミナー参加に事前登録が不要な場合、開催初日の 1 ヶ月前。
- ・ セミナー参加に事前登録等が必要な場合、その締め切り日の 1 ヶ月前。

2) 令和 6 年 3 月 31 日以前に開催したセミナー

ARO 協議会認定制度規則（教育受講条件）第 7 条第 4 項に従い、ARO 協議会の法人学術会員が開催したセミナーで、認定対象者の育成・教育に資するセミナーは、その受講証明書等を受講記録として認める（令和 8 年度の認定申請まで）ため、本登録申請は不要とする。

5. 登録可否の通知

- ・ 登録申請者に登録申請書受付日より、原則 14 日以内に登録可否をメールで通知する。
- ・ 登録されたセミナーは、ARO 協議会認定管理システムホームページに提示する。

6. その他

- ・ 例年実施するものであっても、その都度申請を必要とする。
- ・ 一つの企画（事業）を複数のセミナーに分けて実施する場合、申請はセミナーごとに必要であるが、申請書類及び申請書の記載内容を統一するとともに、一つの企画であること、

並びに各セミナーの関連を各申請書に記載すること。

- ・ 募集要項、ポスター等で「ARO 協議会認定制度受講単位対象セミナー」であることを表記する場合、承認前は「予定」であることを明記すること。
- ・ 申請セミナーの審査上、必要と認める場合、追加提出資料を求める場合がある。申請者は、求めに応じて、必要資料を提出すること。
- ・ セミナーの主催者は、受講証明を発行するすべての受講者について、当該セミナーを履修したことを証明できること。

7. 申請書類等の送り先・問合せ先

一般社団法人 ARO 協議会事務局
E-mail : arosec@aro.or.jp

(制定)

令和 5 年 11 月 9 日 認定制度委員会

令和 6 年 1 月 5 日 理事会

令和 6 年 1 月 5 日 初版 (理事会)

(改訂履歴)